

平成30年2月22日（木）
津島市市長公室人事秘書課（市川、小坂井）
電話番号 0567-24-1124

<議案名> 議案18号 津島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

1 改正内容

津島市職員の旅費について、国内旅行における日当を廃止するとともに、宿泊料及び食卓料の額を見直します。

(1) 日当（1日につき）

市長3,000円、副市長及び教育長2,600円、一般職員1,200円

→廃止

(2) 宿泊料（1夜につき）

市長16,000円、副市長及び教育長15,000円、一般職員13,000円

→全職員甲地方10,900円、乙地方9,800円

※甲地方は東京都の特別区の存する地域、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、堺市、広島市、福岡市とし、乙地方は甲地方以外の地域とします（国の基準による）。

(3) 食卓料（1夜につき）

市長3,000円、副市長及び教育長2,600円、一般職員2,200円

→全職員2,200円

※食卓料とは、船舶や航空機で旅行する際に船賃や航空賃のほかに食費が必要な場合に支給するものです。

2 改正理由

社会情勢や本市の財政状況等を総合的に勘案し、国内旅行における日当を廃止するとともに、宿泊料及び食卓料の額を見直します。

3 参考事項

施行期日 平成30年4月1日